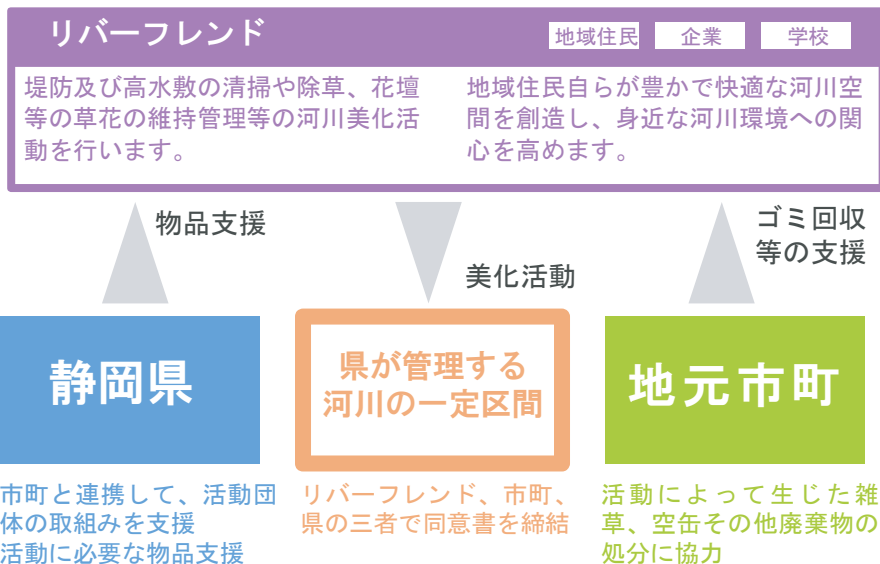


リバーフレンドシップは みんなの川をみんなで守っていく 河川美化活動制度です。

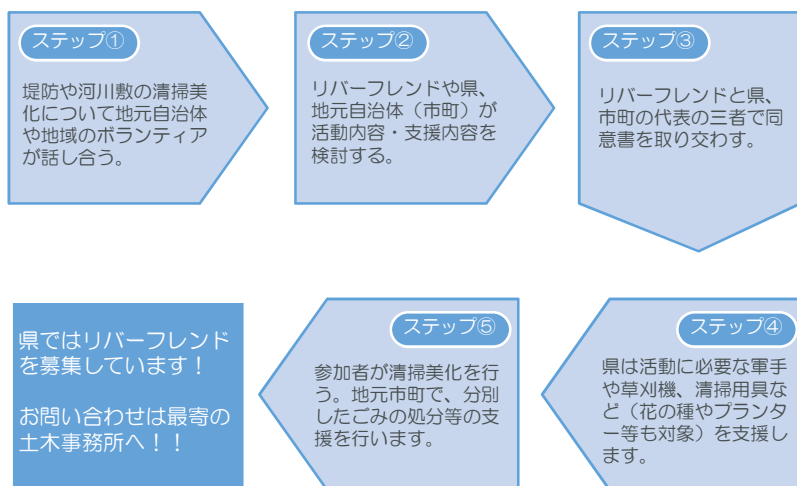
リバーフレンドシップとは？

リバーフレンドシップとは地域の方々と行政による協働事業です。地域の方々、利用者等がリバーフレンド(川のともだち)となり、川の清掃や除草等の河川美化活動を行い、地域全体で身近な河川環境への関心を高めることを目的としています。

行政としても、県と市町が連携して活動団体の取り組みを支援します。



リバーフレンドシップになるためには？



リバーフレンドシップ制度についてのお問合せは、最寄の土木事務所へご連絡ください

下田土木事務所 (TEL: 0558-24-2113)
西伊豆町、東伊豆町、河津町、松崎町、下田市、南伊豆町

熱海土木事務所 (TEL: 0557-82-9156)
熱海市、伊東市

沼津土木事務所 (TEL: 055-920-2211)
小山町、御殿場市、裾野市、長泉町、沼津市、清水町、三島市、函南町、伊豆の国市、伊豆市

富士土木事務所 (TEL: 0545-65-2227)
富士宮市、富士市

静岡土木事務所 (TEL: 054-286-9323)
静岡市

島田土木事務所 (TEL: 0547-37-5272)
川根本町、島田市、藤枝市、焼津市、牧之原市、吉田町

袋井土木事務所 (TEL: 0538-42-3216)
森町、磐田市、掛川市、袋井市、菊川市、御前崎市

浜松土木事務所 (TEL: 053-458-7265)
浜松市、湖西市

リバーフレンドシップあれこれ？！

？ リバーフレンドシップ制度の対象は？

リバーフレンドシップ制度は、河川愛護活動をしている団体等に**清掃活動等に必要物品の支援**を行っています。現在、地域で活動している団体や今後活動を始めようとしている団体等が支援の対象になります。

？ 物品支援はどんなものが対象になるのか？

軍手、縄、番線などの消耗品や、スコップ、鎌、草刈機などの機材及び燃料、その他(花の種、プランターなど)、**本制度の趣旨に合うものならば対象になります。**(※消耗品や燃料等は継続的な支援が可能)

※リバーフレンドの活動はリバーフレンド自身の判断と責任で行うこととしますが、県の負担で活動中の事故に対する傷害保険に加入することができます。

